

西宮市卓球協会 規約

第1章 名称・組織及び事務所

第1条 本会は西宮市卓球協会（以下、本協会という）と称する。

第2条 本協会は、卓球愛好者（以下、会員という）でもって組織する。

第3条 本協会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第4条 本協会は会員の育成・技術向上を図るとともに、卓球の普及とその健全な発展を図ることを目的とする。

第5条 本協会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び技術向上を目的とする各種大会の開催
- (2) 上部団体の実施する各種大会への出場
- (3) 講習会の実施
- (4) 審判員の育成及び講習会
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事項

第3章 加盟及び退会

第6条 本協会への加盟は常任理事会の承認を得て加盟できる。

- (1) 登録会員は定められた登録金を納入しなければならない。

第7条 会員の退会は次の事項に該当したとき、常任理事会の議を経て処理する。

- (1) 会員がその資格を失ったとき
- (2) 会員として不相当と認められたとき
- (3) 会員より退会の申し出があったとき

第4章 役員

第8条 本協会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
会計	1名
理事	若干名
監査	2名

以上の他、顧問・参与を若干名置くことができる。

第9条 役員の職務

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の指揮を受け、会務を統括・執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故有る時はその職務を代行する。
- (5) 常任理事は、本会の常務の審議・執行にあたる。
- (6) 理事は、会務を審議する。
- (7) 会計は、本協会の会計をつかさどる。
- (8) 監査は、本協会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。
- (9) 顧問・参与は、必要に応じて諮問に応じる。

第10条 役員の選出

- (1) 会長は、学識経験者などの中から理事会の3分の2以上の議決により推挙する。
- (2) 副会長は、会長が委嘱する。
- (3) 理事長は、理事会の3分の2以上の議決により推挙する。
- (4) 副理事長・常任理事・会計・監査・理事は、会長・副会長・理事長が提案し、理事会の承認を経て定める。
- (5) 顧問・参与を置く場合は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

第11条 役員の任期

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。(但し、総会時に75歳を越えている場合、新たに任に就くことはできない。)
- (2) 補欠役員の任期は前任者の残存期間とし、増員の任期は他の役員の任期の残存期間とする。

第12条 役員の解任

- (1) 役員が下記事項に該当するときは、理事会において4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
 - ・ 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - ・ 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 会議

第13条 本協会が行う会議は、次の通りとし会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第14条 総会、理事会、常任理事会は、現在数の過半数の者が出席しなければ、会議を議決することができない。ただし、委任状提出者は出席者とみなす。議決は、出席者の(委任状含)多数決によるものとする。

第15条 総会

- (1) 毎年1回、3月に会長が招集し、議長を務める。ただし、会長において必要と認められた時または役員の過半数の要求があった時は、会長がこれを招集する。
- (2) 総会は、本協会の最高議決機関であって、会長以下全役員と5名以上の登録会員を持つ団体の代表によって構成する。
- (3) 総会は、決算の承認、予算・事業計画の決定、規約の改廃、その他重要事項について審議決定する。

第16条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事および理事をもって構成し、本協会業務の執行事項について審議決定する。

第17条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長および常任理事をもって構成し、会務の具体的事項について審議・執行する。

第6章 会計

第18条 本協会の会計は、次に掲げるものをもって当てる。

- (1) 年度加盟金（登録料）
- (2) 事業収入
- (3) 市体育協会の交付金および補助金
- (4) 寄付金およびその他

第19条 本協会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第20条 本協会の予算は、年度総会により決定する。

第21条 本協会の決算は、会計監査を経て年度総会に報告する。

第22条 本協会の会計管理用通帳は、会計担当及び常任理事が管理する。

第7章 規約の変更

第23条 本協会規約は、総会の議を経て改正することができる。

第8章 その他

第24条 本協会の規約に別段の定めのない事項は、常任理事会または理事会の議を経て処理する。

附則

- 1 この規約は、平成26（2014）年4月1日より執行する。
- 2 昭和21（1946）年4月1日制定の規約は、この規約の実施とともに廃止する。
- 3 令和6年4月1日より一部改正（第6章 第19条 会計年度の変更）